

## millvi 利用規約

### 第1条（総則）

「millvi 利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、株式会社エビリー（以下「エビリー」といいます。）が提供する本サービス（次条に定義）を利用いただく際の契約内容を定めたものです。本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえ、本規約に同意いただく必要があります。

### 第2条（定義）

本規約における用語の定義と意味は、別段の定めのない限り、以下のとおりとします。

	用語	意味
1	millvi	「millvi」の名称でエビリーが提供するシステムであり、ネットワーク、ストレージ等を利用して動画の配信が可能となるクラウド型動画配信プラットフォーム。
2	millvi ポータル	「millvi ポータル」の名称でエビリーが提供するシステムであり、millvi の主要な機能のほか、動画ポータルサイトの構築、会員管理、テスト、アンケート、メール配信等の機能が付加されたもの。
3	millvi ポータル EC	「millvi ポータル EC」の名称でエビリーが提供するシステムであり、millvi ポータルの主要な機能のほか、動画の販売を可能とする機能等が付加されたもの。
4	本サービス	millvi、millvi ポータル、および millvi ポータル EC を個別にまたは総称。
5	本契約	本規約の承諾に基づき、エビリーとおお客様との間で締結される本サービスの提供に関する契約。
6	申込者	本規約を確認・承諾のうえ、エビリー所定の手続に従い本サービスの利用を申し込んだ法人・団体等。
7	お客様	本規約を確認・承諾のうえ、エビリー所定の手続に従い本サービスの利用を申し込んだ法人・団体等のうち、本サービスの利用をエビリーが承諾した法人・団体等。
8	管理ユーザー	本サービスの利用に際し、お客様において指名した管理者権限を有する者。
9	管理者 ID 等	管理ユーザーが、管理者権限を用いて本サービスを利用する際に必要となるアカウント ID およびパスワード。
10	利用ユーザー	有償・無償を問わず、お客様の管理下において、本サービスの利用者（本サービスを利用して動画等を視聴する者）として設定した者。なお、お客様が利用するサービスが millvi ポータルまたは millvi ポータル EC である場合、利用ユーザーのライセンス数に上限があります。
11	端末機器	エビリーが設置・利用するシステム・サーバ・設備等を除き、お客様または利用ユーザーが本サービスを利用するために必要となる端末機器（パソコン等）および通信回線等であって、お客様自身または利用ユーザー自身が準備するもの。

### 第3条（本サービスの提供等）

1 エビリーは、お客様に対し、本規約に基づき、善良なる管理者の注意をもって本サービスを

提供するものとします。

- 2 エビリーは、お客様に対し、お客様が本規約を遵守いただくことを条件として、利用期間中、本サービスを利用するための非独占的かつ譲渡不可能なライセンスを付与するものとします。
- 3 お客様（管理ユーザーを含み、本項において同様）および利用ユーザーは、それぞれ、本サービスを利用するために必要となる端末機器を、自らの費用と責任において準備するものとします。なお、お客様または利用ユーザーの端末機器に起因して本サービスの利用ができない場合、エビリーは何ら責任を負わないものとします。
- 4 お客様は、エビリーが承諾した場合、本サービスの一部について、お客様のための独自の仕様（独自ドメインの設定、独自デザインへの変更、その他の機能の追加）へ変更することができるものとします。

#### 第4条（利用申込）

- 1 申込者は、本規約に同意のうえ、別に定める申込書に必要事項を正確に記載し、当該申込書をエビリーに提出することにより本サービスの利用申込みを行うものとします。なお、エビリーが求めた場合、別途で必要となる証明書類を提出いただく場合があります。
- 2 エビリーは、本サービスのお申し込みがあった場合、所定の審査を行い、必要な手続きを経たうえでお申し込みの承諾可否を決定するものとします。
- 3 エビリーは、申込者のお申し込みが次の各号のいずれかに該当する場合、お申し込みを承諾しない場合があります。
  - ①申込者が過去、債務の支払いを怠った実績がある場合
  - ②申込者が本サービスに係る債務の支払いを怠るおそれがある場合
  - ③申込者が申込みにあたり虚偽の内容を申込書に記載した場合
  - ④申込者が第28条第1項に定める反社会的勢力等に該当する場合
  - ⑤申込者が第三者になりすまして申し込んだ場合
  - ⑥申込者の申込内容が、エビリーの業務遂行上支障がある場合
  - ⑦その他、エビリーが不相当と判断する相当の理由がある場合
- 4 本契約は、第1項に定める申込者の申し込みに対し、エビリーが承諾の通知を発信したとき、または管理者ID等を申込者に付与したとき、のいずれか早い時点で成立するものとします。なお、エビリーは、申込者がエビリーに申し込みを行った時点で、申込者が本規約の内容を異議なく承諾したものとみなします。
- 5 エビリーは、申込者の申込を承諾した場合、本サービスを利用するために必要となる管理者ID等を付与するものとします。
- 6 お客様は、エビリーから付与された管理者ID等を、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、かつ管理ユーザーにも同様の義務をもって管理させるものとします。
- 7 お客様は、エビリーから発行された管理者ID等について、お客様自身が管理責任を負うものとし、第三者に対して、使用、貸与、または譲渡してはならず、管理者ID等が第三者に使用されたことによりお客様に生じた損害について、エビリーの責に帰すべき事由である場合を除き、自らが負担するものとします。

#### 第5条（連絡担当者）

お客様は、本サービスの利用に関して連絡担当者を定め、申込書に記載する方法によりエビリーに対して届け出るものとし、エビリーからお客様に対する各種通知は、申込書記載の連絡担当者に対する電子メール、その他の方法によって行われるものとします。

#### 第6条（お客様情報の変更）

- 1 お客様は、申し込み時にエビリーに通知した情報に変更がある場合、エビリー所定の方法により、速やかにエビリーに対して届け出るものとします。

- 2 お客様による前項の届け出がなかったことでお客様が何らかの不利益を被ったとしても、エビリーは、一切その責任を負いません。

#### 第7条 (利用料)

- 1 エビリーは、利用料を、本サービスの内容に応じて設定します。なお、利用料の詳細は、エビリーからお客様へ別途提示する見積書に記載のとおりとします。
- 2 利用料の発生日および支払期日は、それぞれ、次の各号のとおりとします。
  - ①初期費用  
本契約が成立した日に発生し、原則として本契約が成立した日の翌月末日を支払期日とします。
  - ②月額費用  
お客様の申込内容に応じて、以下のいずれかのとおりとします。
    - ・月額払い  
利用月の1日（お客様の希望により、月の途中の日を利用開始日とする場合も当該日が属する月の1日）に発生し、翌月末日を支払期日とします。
    - ・一括払い  
利用月の1日（お客様の希望により、月の途中の日を利用開始日とする場合も当該日が属する月の1日）に申込書記載の利用期間に係る月額費用の全額が発生し、翌月末日を支払期日とします。
  - ③超過費用  
各月の1日から末日まで（当該月の途中で利用を開始または終了した場合、当該開始の日から、または当該終了の日まで）において、本契約において定めた月間転送量またはストレージの上限を超えた場合、超過した月間転送量またはストレージに応じて超過費用が発生します。なお、支払期日は、当該超過した月の翌々月末日とします。
  - ④その他費用（お客様が別途有償オプションを申し込まれた際の費用等）  
エビリーからお客様へ別途提示する見積書記載のとおりとします。
- 3 月額費用に関し、本サービスの利用開始日または終了日が月の途中であっても、日割計算は行いません。
- 4 お客様は、エビリーに対し、利用料および消費税相当額を、支払期日までに支払うものとします。なお、振込手数料はお客様の負担とし、支払期日が金融機関の休業日にあたる場合、その前営業日とします。
- 5 エビリーは、お客様に対し、当月20日頃、翌月末日が支払期日となる請求書を郵送または電子メールにて送付するものとします。
- 6 お客様は、利用料、その他の債務の弁済を怠った場合、エビリーに対し、支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとします。
- 7 エビリーは、お客様が利用料、その他の債務の弁済を怠った場合、催告のうえ、本サービスの提供を停止することができるものとします。なお、この場合、本サービスの提供が停止されたといえども、利用料を免除・減額・返金等を行いません。
- 8 お客様は、エビリーの書面または電磁的方法による承諾を得て利用期間終了日前に本契約を終了する場合、未経過の期間に相当する一切の利用料を、エビリーが別途発行する請求書に基づき一括して支払うものとします。また、エビリーに対し、未経過の期間に相当する利用料を支払済であったとしても、一切返還はされません。ただし、本項は、エビリーの責に帰すべき事由により本契約が終了する場合には適用されません。

#### 第8条 (利用期間)

- 1 本サービスの利用期間は、次の各号のとおりとします。なお、利用期間の詳細は、申込書に記載のとおりとします。
  - ①6ヶ月単位の利用プラン

- ・利用開始日が1日である場合の利用期間  
利用開始日から6ヶ月間
- ・お客様の希望により、1日以外の日を利用開始日とする場合の利用期間  
開始日：利用開始日  
終了日：利用開始日を起算日として6ヶ月経過する日が属する月の前月末日  
(例 4/5 を開始日とする場合、9/30 が終了日)

②年間単位の利用プラン

- ・利用開始日が1日である場合の利用期間  
利用開始日から1年間
- ・お客様の希望により、1日以外の日を利用開始日とする場合の利用期間  
開始日：利用開始日  
終了日：利用開始日を起算日として1年間経過する日が属する月の前月末日  
(例 4/5 を開始日とする場合、翌年3/31 が終了日)

③1ヶ月単位の利用プラン

- 利用開始日から1ヶ月間  
(例 4/5 を開始日とする場合、5/4 が終了日)

④その他の利用プラン

- 利用期間は、エビリーとお客様との間で別途合意した期間。  
なお、終了日は、原則として月の末日(1日以外の日を利用開始日とする場合、当該日を起算日としてXヶ月経過する日が属する月の前月末日)。

- 2 本契約は、お客様の都合により、利用期間中での中途解約をすることはできません。

第9条 (利用期間の更新)

利用期間の更新の定めは、以下のとおりとします。

①自動更新有 (申込書において自動更新を選択されたお客様)

利用期間満了日の30日前までに、お客様またはエビリーから文書または電磁的方法による意思表示が無い限り、期間満了の翌日から更に同一期間(各プランにおける標準単位の期間)、同一内容で自動的に本契約が更新されるものとし、以降も同様とします。

②自動更新無 (申込書において自動更新を選択されないお客様。なお、1ヶ月単位の利用プランを選択されたお客様は自動更新無とします)

利用期間の満了によって本契約は終了します。ただし、エビリーが別途定める期限までに別に定める申込書をエビリーに提出することにより、利用期間満了日の翌日を始期として、新たなプランによる本契約が開始されるものとします。

第10条 (月間転送量またはストレージのアップグレード等)

- 1 お客様は、本契約成立日以降、月間転送量もしくはストレージの増加(以下「アップグレード」といいます。)を希望する場合、またはオプション機能の追加を希望する場合、変更または追加を希望する月の前月末日の2週間前までに、エビリーが別途指定する方法により申し出ることにより変更または追加をすることができるものとします。
- 2 お客様は、前項の定めに基づき本サービスのアップグレードを行った場合、変更または追加を希望する月の1日より新たな利用料が適用(お客様の希望により月の途中からアップグレードによる変更を希望しまたはオプション機能を追加する場合、当該月の1日に遡って新たな利用料が適用)されるものとします。
- 3 お客様は、本契約成立日以降、利用期間の途中で月間転送量またはストレージを減少させることはできないものとします。ただし、本契約を更新する場合、本契約更新後の初日付で月間転送量またはストレージを減少させることができるものとします。

第11条（利用ユーザーのライセンス数の変更（millvi ポータルおよび millvi ポータル EC））

- 1 millvi ポータルおよび millvi ポータル EC を利用するお客様は、本契約成立日以降、利用ユーザーのライセンス数を増加または減少（以下「ライセンス数の変更」といいます。）を希望する場合、変更を希望する月の前月末日の2週間前までに、エビリーが別途指定する方法で申し出ることによりライセンス数の変更を行うことができますものとします。
- 2 お客様は、前項の定めに基づきライセンス数の変更を行った場合、変更を希望する月の1日より新たな利用料が適用（お客様の希望により月の途中からライセンス数の変更を希望する場合、当該月の1日に遡って新たな利用料が適用）されるものとします。

第12条（問い合わせ対応）

- 1 エビリーは、管理ユーザーから本サービスに係る操作方法の質問、その他の問い合わせがあった場合、エビリーが別途定める範囲において、これに対応するものとします。なお問い合わせ方法は、原則として電話・メールによるものとし、受付時間帯等については、別途、エビリーが定めた時間帯のとおりとします。
- 2 エビリーは、利用ユーザーからの直接の対応は行わないものとし、万一、利用ユーザーから操作方法に関する質問やサポートの依頼が直接あったとしても、これに応じる義務は無いものとします。
- 3 エビリーは、お客様において本サービスと API 連携して使用しているシステム・ソフトウェアに関する問い合わせ等、第1項に記載された内容以外のサポートは行わないものとします。

第13条（禁止事項）

- 1 お客様は、本サービスの利用を通じて、次の各号に定める動画を掲載・配信してはならないものとします。
  - ①児童ポルノに相当する動画
  - ②残虐・暴力的な動画
  - ③第三者を誹謗中傷・侮辱する動画
  - ④第三者を差別し、または差別を助長する動画
  - ⑤刑法、その他の刑罰法令に違反する行為をほう助・助長する動画
  - ⑥その他、エビリーが不適切と判断する動画
- 2 お客様は、本サービスの利用において、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。
  - ①本サービスに関するプログラムを変更、改造、解析する行為
  - ②有害なプログラムを含むデータを登録する行為
  - ③本サービスと同一または類似するサービスを作成する行為
  - ④エビリーもしくは第三者の特許権、商標権、著作権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - ⑤エビリーもしくは第三者のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - ⑥無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
  - ⑦選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為、および公職選挙法に抵触する行為
  - ⑧公序良俗に反する行為
  - ⑨本サービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為
  - ⑩本サービスの提供に利用しているサーバ、通信回線または API 等に対して著しく負荷をかける行為
  - ⑪本サービスを構成するハードウェアへの不正アクセス行為
  - ⑫本サービスの信用・名誉等を毀損する行為またはそのおそれのある行為

⑬直接的または間接的に本サービスと競合するサービスを第三者に提供する行為

⑭本規約に違反する行為

⑮その他、エビリーが不適切と判断する行為

- 3 エビリーは、お客様による本サービスの利用が前二項各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止し、その他エビリーが必要と認める措置を行うことができるものとします。なお、当該措置をとったことにより発生したお客様の直接的、間接的、その他一切の損害について、エビリーは一切の責任を負わず、また、利用料を免除・減額・返金等も行いません。

#### 第14条（サブライセンス等の禁止）

- 1 お客様は、第三者に対し、本サービスの全部または一部をサブライセンスしてはならないものとします。ただし、エビリーの事前の書面または電磁的方法による承諾がある場合はこの限りでは無いものとします。
- 2 本サービスは、お客様自身で利用することを目的として提供されるものであり、事由の如何を問わず、その他の目的で使用することはできないものとします。

#### 第15条（知的財産権）

- 1 本サービスに関連するシステムおよびドキュメント（プログラム、ソフトウェア、文書等を含みますが、これらに限りません。）の著作権、その他一切の知的財産権は、エビリーまたはエビリーに利用を許諾した第三者に帰属し、お客様は、当該知的財産権を侵害してはならず、また、改造、逆コンパイル、逆アSEMBル、リバースエンジニアリング等することはできないものとします。
- 2 本サービスの利用によりお客様がアップロードする動画に係る権利（著作権を含みますが、これに限りません。）は、引き続きお客様またはお客様に利用を許諾した第三者に帰属するものとし、エビリーは、いかなる権利も取得しないものとします。ただし、お客様は、エビリーに対し、エビリーが本サービスを提供するために必要な範囲に限り、アップロードした動画のデータを複製、公衆送信（送信可能化を含む）等する権利を許諾するものとします。

#### 第16条（動画の取り扱い）

- 1 お客様は、本サービスを利用してアップロードする動画について、自らの責任と負担でバックアップ作業を行うものとし、エビリーは、当該動画に関し、バックアップする義務を負わず、いかなる保証も行わないものとします。
- 2 エビリーは、事由の如何を問わず本契約が終了した後、本サービスを利用してお客様がアップロードした一切の動画を削除することができるものとします。
- 3 お客様は、本契約が終了した後、本サービスを利用してアップロードした動画を閲覧・参照等することはできないものとします。

#### 第17条（メンテナンス）

- 1 エビリーは、本サービスの円滑な運営のため、計画的なメンテナンス（以下「計画メンテナンス」といいます）を実施することがあるものとし、計画メンテナンス実施のため、一時的に本サービスの提供を中断することがあります。この場合、エビリーは、計画メンテナンスを実施する旨を事前にお客様へ通知するものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、エビリーは、次の各号に定める事由を原因とする場合、緊急のメンテナンス（以下「緊急メンテナンス」といいます。）を実施するため、一時的に本サービスの提供を中断することがあります。この場合、エビリーは、緊急メンテナンスの実施前または実施後、緊急メンテナンスを実施した旨をお客様へ通知するものとします。なお、緊急メンテナンスにより本サービスの提供中断時間が長時間になる場合、エビリーは、その現状および復旧見込みについて、速やかにお客様へ通知するものとします。

- ①本サービスを提供するための設備（電気通信設備等）の保守上または工事にやむを得ない場合
- ②第三者のサイバー攻撃等により、正常なサービスを提供することが困難または困難であるとエビリーが判断した場合
- ③電気通信事業者による電気通信サービス、電力会社による電力供給サービス、その他の公共サービスの提供が停止されることで、本サービスの提供が困難になった場合
- ④地震、津波、台風、洪水、落雷等の自然災害、戦争、内乱、暴動、法令の制定改廃、その他不可抗力等による事態が発生した場合
- ⑤その他、エビリーが本サービスの提供を緊急停止する必要があると合理的に判断した場合

第18条（SLA millvi の品質保証）

- 1 エビリーは、お客様が利用するサービスが以下のとおりである場合、以下の月間稼働率を達成することを保証いたします（Service Level Agreement。以下「SLA」といいます）。

・対象サービス	millvi（他のサービスは対象外となります）
・月間稼働率 = $\left( \frac{\text{月間の総時間} - \text{使用不能時間（※）}}{\text{月間の総時間}} \right) \times 100$	99.5 パーセント以上

※使用不能時間…エビリーの外部監視システムから 120 秒間隔でサーバの応答監視を行い、応答が停止してから再開までの時間を指します。

- 2 前項に定める使用不能時間に関し、次の各号に定める事由を原因とする場合は含まれないものとします。
- ①計画メンテナンスおよび緊急メンテナンスの実施時間
  - ②電気通信事業者による電気通信サービス、電力会社による電力供給サービス、その他の公共サービスの提供が停止されることに起因して対象サービスの提供が困難になった時間
  - ③地震、津波、台風、洪水、落雷等の自然災害、戦争、内乱、暴動、法令の制定改廃、その他不可抗力等に起因して対象サービスの提供が困難になった時間
  - ④第三者のサイバー攻撃等に起因して対象サービスの提供が困難になった時間
  - ⑤エビリーが制御することのできない設備（電気通信設備等）および通信回線に対する保守または障害のために対象サービスの提供が遅延・困難になった時間
  - ⑥その他、お客様に起因する事由により使用不能となった時間
- 3 エビリーは、第1項に定める SLA を達成できない場合、以下に定める金額を限度として、利用料を減額または返金するものとします。

1ヶ月の使用不能時間	減額または返金の範囲
3.6 時間（3 時間 36 分）超	月額費用の 20 パーセント相当額
7.2 時間（7 時間 12 分）以下	
7.2 時間（7 時間 12 分）超	月額費用の 40 パーセント相当額

第19条（秘密保持）

- 1 お客様およびエビリーは、本サービスの提供に関連して、相手方から秘密である旨を明示した書面（電子的形式を含む）で開示された業務上、技術上、販売上の情報（以下「秘密情報」といいます。）の秘密を保持し、善良なる管理者の注意をもって保管・管理し、相手方の事前の書面または電磁的方法による承諾なく、第三者に開示、漏えいしてはならないものとします。
- 2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については秘密情報に含まれないものと

します。

- ①開示を受ける前に公知であった情報
  - ②開示を受けた後、秘密情報の開示を受けた当事者（以下「受領者」といいます。）の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報
  - ③開示を受ける前に既に受領者が保有していた情報
  - ④受領者が、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに入手した情報
  - ⑤受領者が、開示を受けた情報によることなく独自に開発した情報
- 3 お客様およびエビリーは、秘密情報について、本サービスのために必要な範囲でのみ使用するものとします。
  - 4 お客様およびエビリーは、秘密情報について、本サービスのために知る必要のある自己の役員および従業員以外に開示、漏洩してはならないものとします。
  - 5 第1項にかかわらず、お客様およびエビリーは、次の各号の一に該当する場合、秘密情報を第三者に開示・提供することができるものとします。
    - ①法律上権限ある官公署や政府機関（金融商品取引所、日本証券業協会、その他自主規制団体を含みます。）により開示を命じられた場合。ただし、この場合、受領者は、事前に対相手方に対して通知するよう努力するものとします。また、秘密情報の開示に際しては、必要な範囲内に限り開示することができるものとします。
    - ②弁護士・公認会計士等、法令上秘密保持義務を負う者に対し、必要とされる範囲内で開示・提供する場合
    - ③エビリーが、本サービスに関する業務の一部を第三者に委託する場合において、本条に定める秘密保持義務と同等の義務を委託先にも負わせることを条件として、当該委託先に必要とされる範囲内で開示・提供する場合
  - 6 お客様およびエビリーは、本契約が終了した場合、または相手方から要求があった場合、秘密情報（複製物を含む。）を相手方に返還しまたは完全に廃棄・消去するものとします。
  - 7 本条の定めは、本契約終了後も有効に存続するものとします。

## 第20条（個人情報）

エビリーは、本サービスの提供に際してエビリーが取得するお客様に係る個人情報を、エビリーが別に定めるプライバシーポリシー ([https://eviry.com/privacy\\_policy/](https://eviry.com/privacy_policy/)) に従い取り扱います。

## 第21条（法令に基づく開示）

エビリーは、次の各号のいずれかに該当する場合、お客様に関する一切の情報や本サービスの利用によりお客様がアップロードした動画を、当該各号の定めに従い、第三者に開示することがあるものとします。

- ①刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、その他同法の定めにに基づく強制処分、裁判所の命令、もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合において、当該処分の範囲で開示する場合
- ②特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合において、当該開示請求の範囲で開示する場合
- ③生命、身体または財産の保護のために必要があるとエビリーが判断した場合において、当該保護のために必要な範囲で開示する場合

## 第22条（解除）

- 1 お客様またはエビリーは、相手方が次の各号の一に該当した場合、相手方に何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
  - ①営業の許可取消しまたは停止等があったとき

- ②支払停止もしくは支払不能、または手形不渡りとなったとき
  - ③破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始があったとき
  - ④重要な財産に関し、差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあったとき
  - ⑤合併によらず解散し、または重要な事業を譲渡したとき
  - ⑥租税公課の滞納処分を受けたとき
  - ⑦金融機関から取引停止の処分を受けたとき
  - ⑧財産状態が悪化しまたは悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき
  - ⑨申込内容に虚偽の情報が含まれていたとき
  - ⑩1ヶ月以上、電話・郵便・電子メール・その他の手段によっても連絡がつかないとき
  - ⑪その他、前各号に準ずるような重大な事由が発生したとき
  - ⑫その他、本契約を継続し難い信頼関係の破壊が生じたとき
- 2 お客様およびエビリーは、相手方が本規約に違反し、相手方に対して相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なおその期間内に履行または是正されない場合、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。ただし、本規約の違反が、本規約および取引上の社会通念に照らして軽微である場合、この限りではないものとします。
  - 3 お客様が、第1項各号のいずれかに該当し本契約を解除された場合、または前項に基づき本契約を解除された場合、当然に期限の利益を失い、エビリーに対して負担する一切の金銭債務（未経過の利用料を含みますが、これに限りません。）をただちにエビリーに対して弁済するものとします。
  - 4 エビリーは、第1項各号のいずれかに該当し本契約を解除された場合、または第2項に基づき本契約を解除された場合、未経過の期間に相当する利用料を請求することはできないものとします。また、エビリーが未経過の期間に相当する利用料を既に受領している場合、エビリーは、当該利用料を、遅滞なくお客様へ返還するものとします。

### 第23条（お客様の責任）

お客様は、本サービスの利用に伴い第三者（利用ユーザーを含みますが、これに限りません。）との間で紛争が生じた場合、エビリーの責に帰する場合を除き、お客様の責任において当該紛争を解決するものとし、エビリーに対し、いかなる請求もできません。また、当該紛争に関連して、エビリーが当該第三者への賠償その他の損害（弁護士費用を含みます。）を被った場合、エビリーは、お客様に対し、当該損害額について求償できるものとします。

### 第24条（免責）

- 1 エビリーは、エビリーに故意または重過失がある場合を除き、本規約の各条項において保証しないとされている事項、責任を負わないとされている事項について責任を負わないものとします。
- 2 エビリーは、次の各号に定める事由によりお客様または利用ユーザーが本サービスを利用できないことに起因して何らかの損害（通常の損害、逸失利益、予見の有無を問わず発生した特別損害、付随的損害、間接的損害、その他の拡大損害等を含みますが、これらに限定されません。）が生じたとしても、一切の責任を負わないものとします。
  - ①お客様の不適切な使用、環境の不具合（お客様が動画を設置しているウェブページやお客様側の端末機器等の問題）、その他お客様の故意または過失に起因する場合
  - ②利用ユーザーの不適切な使用、環境の不具合（利用ユーザー側の通信容量、通信回線、端末機器等の問題）、その他利用ユーザーの故意または過失に起因する場合
  - ③本サービスの提供に必要となる設備および通信回線の不具合
  - ④本サービスの提供に必要となる設備および通信回線に対する第三者のサイバー攻撃
  - ⑤想定を大幅に超えた利用状況の急激な変化による一時的な本サービスの停止
  - ⑥動画変換用サーバの遅延
  - ⑦地震、津波、台風、洪水、落雷等の自然災害、戦争、内乱、暴動、法令の制定改廃、その

## 他不可抗力等による事態

### 第25条（損害賠償）

お客様またはエビリーは、自らの責に帰すべき事由により相手方に損害が生じた場合、本規約において別段の定めがある場合または損害の原因が自らの故意もしくは重過失による場合を除き、相手方に生じた直接かつ通常の損害の範囲に限り、かつ月額費用の6ヶ月分相当額を上限として賠償責任を負うものとします。なお、予見の有無を問わず発生した特別損害、付随的損害、間接的損害および逸失利益については賠償責任を負わないものとします。

### 第26条（公表）

- 1 エビリーは、申込書、その他の方法によりお客様の承諾を得た場合、エビリーのホームページ、その他の媒体において、お客様が本サービスの利用者であることを表示することができるものとします。
- 2 エビリーは、本サービスの利用状況を集計・分析等したデータを、お客様を特定しない形式に集計・加工したうえで、これを公表することができるものとします。

### 第27条（権利義務の譲渡禁止）

お客様は、本契約に基づく権利および義務を、第三者に譲渡、貸与等してはならないものとします。

### 第28条（反社会的勢力の排除）

- 1 お客様およびエビリーは、自らまたはその役員（取締役、執行役、執行役員、監査役またはこれらに準ずる者をいいます。）もしくは従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとします。
  - ①反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ②反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 お客様およびエビリーは、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約し、これを保証するものとします。
  - ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 3 お客様およびエビリーは、相手方が本条に違反した場合、催告その他の手続きを要しないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。
- 4 お客様およびエビリーは、本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わないものとします。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し、損害の賠償を請求することができるものとします。

### 第29条（業務の一部の委託）

エビリーは、本サービスの提供に関する業務（サーバの運用業務を含みますが、これに限りません。）を、エビリーの責任において第三者に再委託することができるものとします。この場合、エビリーは、本規約においてエビリーが負担する義務と同等の義務を委託先にも負わせるものとし、委託先の選任、監督、その他一切の事項について、エビリーが一切の責任を負うものとします。

### 第30条（本サービスの変更・廃止）

- 1 エビリーは、エビリーの判断により、いつでも本サービスの内容を改良・改善・追加・変更等を行うことができるものとします。なお、当該改良・改善・追加・変更等は、変更前における本サービスの全ての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。
- 2 エビリーは、お客様の同意なく、エビリーの判断により、本サービスを廃止することができるものとします。この場合、エビリーは、3ヶ月の予告期間をおいてお客様にその旨を通知するものとし、廃止した日の翌日以降に係る利用料を既にエビリーが受領している場合、当該利用料を遅滞なくお客様に対して返金するものとします。

### 第31条（規約の変更）

- 1 エビリーは、次の各号の一に該当する場合、エビリーの裁量により、お客様の事前の承諾なく、本規約を随時変更することができるものとします。
  - ①本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合する場合
  - ②本規約の変更が、お客様が本契約を締結した目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 2 エビリーは、前項に定める本規約の変更を行う場合、エビリーが適当と認める方法（メールによる通知等）により、本規約の変更内容をお客様に通知するものとします。当該通知後、お客様が本サービスを利用したことをもって、変更後の規約に同意したものとみなします。

### 第32条（存続）

本規約に定める条項は、本契約終了後においても有効に存続させることが性質上または文脈上意図されている場合、本契約終了後においても有効に存続するものとします。

### 第33条（準拠法・裁判管轄等）

- 1 本契約は、日本法を準拠法とします。
- 2 本契約または本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることをお客様およびエビリーは合意するものとします。

以上

2015年 5月18日 改定  
2015年 5月29日 改定  
2015年10月26日 改定  
2015年12月 3日 改定  
2017年 9月 7日 改定  
2017年11月24日 改定  
2018年 2月 6日 改定  
2020年 4月23日 改定  
2020年 9月 4日 改定  
2022年 4月 1日 改定